

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第27号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後		
1	別表第2（第3条関係）	別表第2（第3条関係）		
	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条 第1項の市町村の設置する幼稚園の設置廃止、 設置者の変更等の認可	盛岡市、大船渡市、花 巻市、北上市、久慈市 、遠野市、一関市、釜 石市、奥州市、金ケ崎 町、平泉町、軽米町、 洋野町及び一戸町	1 削除	
	1の2 地方自治法（以下この項において「法 」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)・(2) [略] (3) <u>法第260条第1項の町又は字の区域の 新設等の届出の受理（規則で定めるものを 除く。）</u> (4) <u>法第260条第2項の町又は字の区域の 新設等の告示</u>	市町村（釜石市、紫波 町、住田町、大槌町、 山田町及び岩泉町を除 く。）	1の2 地方自治法（以下この項において「法 」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)・(2) [略]	市町村（釜石市、紫波 町、大槌町、山田町及 び岩泉町を除く。）
	[略]		[略]	
2の7 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年 法律第48号。以下この項において「法」とい う。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(4) [略]	市町村（盛岡市を除く 。）	2の7 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年 法律第48号。以下この項において「法」とい う。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(4) [略]	町村	

[略]	
5 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号） 第12条の3第1項の身体障害者相談員の委託	市町村（盛岡市、花巻市、久慈市、紫波町、住田町、大槌町、岩泉町及び野田村を除く。） ）
[略]	
6の6 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下この項において「法」という。） に基づく次に掲げる事務 （1） 法第22条第1項から第3項までの業務 上取扱者の届出等の受理 （2） 法第22条第4項において準用する法第7条第3項の届出の受理 （3） 法第22条第4項において準用する法第15条の3の廃棄物の回収その他の措置の命令 （4） 法第22条第4項及び第5項において準用する法第17条第2項の報告の徴収又は立入検査等 （5） 法第22条第4項において準用する法第19条第3項の変更の命令 （6） 法第22条第6項の措置の命令	盛岡市
[略]	
8 農地法（以下この項において「法」という。） に基づく次に掲げる事務 （1） 法第3条第1項の農地等の所有権の移	市町村（久慈市、二戸市、岩手町、滝沢村、紫波町、大槌町及び野

[略]	
5 削除	
[略]	
6の6 削除	
[略]	
8及び9 削除	

<u>転等の許可</u> (2) <u>法第3条第4項の市町村長への通知</u> (3) <u>法第3条第6項の条件の付加及び報告の受理</u> (4) <u>法第3条の2第1項の勧告</u> (5) <u>法第3条の2第2項の許可の取消し</u>	<u>田村を除く。)</u>
9 <u>農地法第3条第1項の農地等の所有権の移転等の許可（同条第3項の規定によるものを除く。)</u>	<u>久慈市、二戸市、岩手町、滝沢村、紫波町、大槌町及び野田村</u>
[略]	
10の3 <u>ガス事業法（昭和29年法律第51号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</u> (1) <u>法第46条第1項の報告の徴収</u> (2) <u>法第47条第1項の立入検査</u> (3) <u>法第47条の2第1項のガス用品の提出の命令</u>	<u>花巻市、一関市及び奥州市</u>
11 <u>土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（個人施行者（市町村が個人施行者となる場合を除く。）又は土地区画整理組合が施行するものに限り、土地区画整理事業の施行に係る区域が他の市町村の区域にわたるものを除く。）</u> (1)～(24) [略]	[略]

[略]	
10の3 <u>削除</u>	
11 <u>土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（個人施行者（市町村が個人施行者となる場合を除く。）<u>、</u>土地区画整理組合又は<u>区画整理会社</u>が施行するものに限り、土地区画整理事業の施行に係る区域が他の市町村の区域にわたるものを除く。）</u> (1)～(24) [略] <u>(25) 法第51条の2第1項の施行の認可</u> <u>(26) 法第51条の8第1項（法第51条の10第</u>	[略]

(25) [略]

(26) [略]

(27) [略]

(28) [略]

2項において準用する場合を含む。)の規
準及び事業計画の縦覧の依頼

(27) 法第51条の8第2項(法第51条の10第
2項において準用する場合を含む。)の規
準及び事業計画に対する意見書の受理

(28) 法第51条の8第3項(法第51条の10第
2項において準用する場合を含む。)の規
準及び事業計画に対する意見書の処理

(29) 法第51条の8第5項(法第51条の10第
2項において準用する場合を含む。)の規
準及び事業計画の修正の申告の受理並びに
規準及び事業計画の修正部分の縦覧の依頼
並びに意見書の受理及び処理

(30) 法第51条の9第3項(法第51条の10第
2項、第51条の11第2項及び第51条の13第
4項において準用する場合を含む。)の公
告及び国土交通大臣への図書の送付

(31) 法第51条の10第1項の規準又は事業計
画の変更の認可

(32) 法第51条の11第1項の区画整理会社
の合併又は事業の譲渡等の認可

(33) 法第51条の13第1項の土地区画整理事
業の廃止又は終了の認可

(34) [略]

(35) [略]

(36) [略]

(37) [略]

(29) [略]	
(30) [略]	
(31) [略]	
(32) [略]	
(33) [略]	
(34) [略]	
(35) [略]	
(36) [略]	
(37) [略]	
(38) [略]	
(39) [略]	
11の2 土地区画整理法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（ <u>盛岡市にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の49の18第1項の規定により中核市が処理することとされている事務以外のものに限る。</u> ）	市並びに雫石町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村及び一戸町
(1)～(4) [略]	
[略]	
14 駐車場法（昭和32年法律第106号。以下この	市（盛岡市を除く。）

(38) [略]	
(39) [略]	
(40) [略]	
(41) [略]	
(42) [略]	
(43) [略]	
(44) [略]	
(45) [略]	
(46) [略]	
(47) [略]	
(48) <u>法第125条の2第1項及び第2項の区画整理会社の事業又は会計の状況の検査</u>	
(49) <u>法第125条の2第3項の処分の取消しその他の措置の命令</u>	
(50) <u>法第125条の2第4項の施行の認可の取消し</u>	
(51) <u>法第125条の2第5項の公告</u>	
(52) [略]	
11の2 土地区画整理法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務	雫石町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村及び一戸町
(1)～(4) [略]	
[略]	
14 駐車場法（昭和32年法律第106号。以下この	雫石町、岩手町、滝沢

項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務 (1)～(6) [略]	<u>並びに</u> 雫石町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村及び一戸町
[略]	
15 工場立地法（昭和34年法律第24号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(7) [略]	<u>市町村（北上市、八幡平市、平泉町、住田町、山田町、岩泉町及び田野畑村を除く。）</u>
16 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号） <u>第15条の2第1項の知的障害者相談員の委託</u>	<u>市町村（盛岡市、花巻市、久慈市、紫波町、住田町、大槌町、岩泉町及び野田村を除く。）</u>
[略]	
18の2 電気用品安全法（昭和36年法律第234号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) <u>法第45条第1項の報告の徴収</u> (2) <u>法第46条第1項の立入検査等</u> (3) <u>法第46条の2第1項の電気用品の提出の命令</u>	<u>花巻市、二戸市及び奥州市</u>

項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務 (1)～(6) [略]	村、紫波町、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村及び一戸町
[略]	
15 工場立地法（昭和34年法律第24号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(7) [略]	<u>雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、大槌町、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町及び一戸町</u>
16 削除	
[略]	
18の2 削除	

(4) <u>法第46条の2第2項の損失の補償（前号の提出の命令に係るものに限る。）</u>	
18の3 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(5) [略]	<u>盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、陸前高田市、二戸市、西和賀町、普代村、軽米町及び洋野町</u>
[略]	
20 <u>流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</u> (1) <u>法第5条第1項ただし書の建設等の許可</u> (2) <u>法第6条第1項の施設の移転等の命令</u> (3) <u>法第6条第2項の措置及び公告</u> (4) <u>法第38条第1項の権利の設定又は移転の承認</u>	[略]
[略]	
21 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（2以上の市町村の区域内に販売所を設置して行う液化石油ガス販売事業及び液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務に係るものを除く。） (1)～(40) [略] (41) 法第82条第1項の液化石油ガス販売事	[略]

18の3 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(5) [略]	西和賀町、普代村、軽米町及び洋野町
[略]	
20 <u>流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第38条第1項の権利の設定又は移転の承認</u>	[略]
[略]	
21 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（2以上の市町村の区域内に販売所を設置して行う液化石油ガス販売事業及び液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務に係るものを除く。） (1)～(40) [略] (41) 法第82条第1項の液化石油ガス販売事	[略]

<p>業者等からの報告の徴収</p> <p>(42) <u>法第83条第1項の液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者の事務所等への立入検査等</u></p> <p>(43) [略]</p> <p>(44) [略]</p> <p>(45) <u>法第83条の2第1項の液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に対する液化石油ガス器具等の提出の命令</u></p> <p>(46) [略]</p>		<p>業者等からの報告の徴収 <u>(液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者からの報告の徴収を除く。)</u></p> <p>(42) [略]</p> <p>(43) [略]</p> <p>(44) [略]</p>	
<p>21の2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（2以上の市町村の区域内に販売所を設置して行う液化石油ガス販売事業及び液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(44) [略]</p> <p>(45) 法第82条第1項の液化石油ガス販売事業者等からの報告の徴収</p> <p>(46) [略]</p> <p>(47) <u>法第83条第1項の液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者の事務所等への立入</u></p>	<p>[略]</p>	<p>21の2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（2以上の市町村の区域内に販売所を設置して行う液化石油ガス販売事業及び液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(44) [略]</p> <p>(45) 法第82条第1項の液化石油ガス販売事業者等からの報告の徴収 <u>(液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者からの報告の徴収を除く。)</u></p> <p>(46) [略]</p>	<p>[略]</p>

<p>検査等</p> <p>(48) [略]</p> <p>(49) [略]</p> <p>(50) <u>法第83条の2第1項の液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に対する液化石油ガス器具等の提出の命令</u></p> <p>(51) [略]</p>		<p>(47) [略]</p> <p>(48) [略]</p> <p>(49) [略]</p>	
[略]		[略]	
<p>21の5 <u>騒音規制法（昭和43年法律第98号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</u></p> <p>(1) <u>法第3条第1項の規制地域の指定</u></p> <p>(2) <u>法第3条第2項の関係市町村長の意見の聴取</u></p> <p>(3) <u>法第3条第3項（法第4条第3項において準用する場合を含む。）の地域指定の公示</u></p> <p>(4) <u>法第4条第1項の騒音の規制基準の設定</u></p> <p>(5) <u>法第22条の関係行政機関の長等に対する協力の要請又は意見の陳述</u></p>	<p>宮古市、花巻市、北上市、一関市及び奥州市</p>	<p>21の5 <u>削除</u></p>	
<p>22 <u>都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</u></p> <p>(1)～(19) [略]</p> <p>(20) <u>法第80条第1項の報告及び資料提出の要求並びに勧告及び助言（第1号、第3号</u></p>	<p>宮古市、一関市及び釜石市</p>	<p>22 <u>都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</u></p> <p>(1)～(19) [略]</p>	<p>宮古市、一関市、釜石市及び奥州市</p>

<p>、<u>第8号、第11号、第12号及び第14号の事務に係るものに限る。</u>)</p> <p>(21) <u>法第81条第1項の許可の取消しその他の処分及び工事の停止その他の措置の命令(第1号、第3号、第8号、第11号、第12号及び第14号の事務に係るものに限る。)</u></p> <p>(22) <u>法第81条第2項の措置及び公告(第1号、第3号、第8号、第11号、第12号及び第14号の事務に係るものに限る。)</u></p> <p>(23) <u>法第81条第3項の公示(第1号、第3号、第8号、第11号、第12号及び第14号の事務に係るものに限る。)</u></p> <p>(24) <u>法第82条第1項の立入検査</u></p>			
<p>22の2 都市計画法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>法第53条第2項において準用する法第42条第2項の国の機関との協議</u></p> <p>(3)～(7) [略]</p>	<p><u>市(盛岡市を除く。)</u> <u>並びに</u>雫石町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村及び一戸町</p>	<p>22の2 都市計画法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>法第53条第2項において準用する法第52条の2第2項の国の機関との協議</u></p> <p>(3)～(7) [略]</p>	<p>雫石町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村及び一戸町</p>
[略]		[略]	
<p>23の2 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1)～(15) [略]</p>	[略]	<p>23の2 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) <u>法第14条の2第2項の指定事業場の事故時の措置等の届出の受理</u></p>	[略]

(16)	[略]
(17)	[略]
(18)	[略]
(19)	[略]
(20)	[略]
(21)	[略]
(22)	[略]
(23)	[略]
(24)	[略]
(25)	[略]
(26)	[略]
(27)	[略]
(28)	[略]

[略]

23の4 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する市町村立学校職員に係るものに限る。） (1)～(4) [略]	市町村（一関市、平泉町、山田町及び岩泉町を除く。）
--	---------------------------

23の5 悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) 法第3条の規制地域の指定 (2) 法第4条第1項及び第2項の規制基準の設定 (3) 法第5条第2項の意見の聴取	宮古市、花巻市、北上市及び奥州市
--	------------------

(17)	[略]
(18)	[略]
(19)	[略]
(20)	[略]
(21)	[略]
(22)	[略]
(23)	[略]
(24)	[略]
(25)	[略]
(26)	[略]
(27)	[略]
(28)	[略]
(29)	[略]

[略]

23の4 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する市町村立学校職員に係るものに限る。） (1)～(4) [略]	市町村（一関市及び平泉町を除く。）
--	-------------------

23の5 削除	
---------	--

(4) 法第6条の公示	
(5) 法第21条第1項の関係行政機関の長等 に対する協力の要請	
[略]	
23の7 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（4） [略]	<u>宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、二戸市、奥州市、矢巾町及び一戸町</u>
23の8 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（3） [略]	<u>盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、陸前高田市、二戸市、西和賀町、普代村、軽米町及び洋野町</u>
[略]	
23の10 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（6） [略]	<u>宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、西和賀町及び金ケ崎町</u>
[略]	
24 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）附則第3条第1項の変更の届出の受理	<u>市町村（北上市、八幡平市、平泉町、住田町、山田町、岩泉町及び田野畑村を除く。）</u>

[略]	
23の7 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（4） [略]	矢巾町及び一戸町
23の8 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（3） [略]	西和賀町、普代村、軽米町及び洋野町
[略]	
23の10 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（6） [略]	西和賀町及び金ケ崎町
[略]	
24 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）附則第3条第1項の変更の届出の受理	<u>雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ケ崎町、大槌町、普代村、軽米町、野田村、</u>

[略]	
25の3 振動規制法（昭和51年法律第64号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) 法第3条第1項の地域の指定 (2) 法第3条第2項の関係市町村長の意見の聴取 (3) 法第3条第3項（法第4条第3項において準用する場合を含む。）の公示 (4) 法第4条第1項の規制基準の設定 (5) 法第20条の関係行政機関の長等に対する協力の要請又は意見の陳述	宮古市、花巻市、北上市、一関市及び奥州市
[略]	
27 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）及び特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例（平成10年岩手県条例第47号）に基づく次に掲げる事務（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。） (1)・(2) [略] (3) 法第12条第3項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の設立の不認証等の通知 (4) [略]	[略]

	九戸村、洋野町及び一戸町
[略]	
25の3 削除	
[略]	
27 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）及び特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例（平成10年岩手県条例第47号）に基づく次に掲げる事務（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。） (1)・(2) [略] (3) 法第12条第3項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の設立の <u>認証又は</u> 不認証等の通知 (4) [略]	[略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) 法第25条第6項の軽微な事項に係る定款の変更の届出の受理

(13) [略]

(14) 法第29条第2項の事業報告書等の閲覧

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

(22) [略]

(23) [略]

(24) [略]

(5) 法第13条第3項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の設立の認証の取消し

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) 法第25条第6項の定款の変更の届出の受理

(14) 法第25条第7項の登記事項証明書の受理

(15) [略]

(16) 法第30条の事業報告書等の閲覧又は謄写

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

(22) [略]

(23) [略]

(24) [略]

(25) [略]

(26) [略]

(25) [略]	
(26) [略]	
(27) [略]	
(28) [略]	
(29) [略]	
(30) [略]	
[略]	
29 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第26条の解体工事業者登録簿の閲覧。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。	盛岡市、宮古市、花巻市、北上市、一関市及び奥州市
29の2 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) 法第6条第1項の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録 (2) 法第6条第3項の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の通知 (3) 法第7条第1項の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の拒否 (4) 法第7条第2項の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の拒否の通知	盛岡市、宮古市、花巻市、一関市、釜石市、奥州市及び西和賀町

(27) [略]	
(28) [略]	
(29) [略]	
(30) [略]	
(31) [略]	
(32) [略]	
[略]	
29 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第26条の解体工事業者登録簿の閲覧。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。	盛岡市、宮古市、花巻市、北上市、一関市、奥州市及び金ケ崎町
29の2 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) 法第7条第1項のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録 (2) 法第7条第3項及び第5項のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の通知 (3) 法第7条第4項のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の基準に適合しない旨の通知 (4) 法第8条第1項のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の拒否 (5) 法第8条第2項のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の拒否の通知 (6) 法第9条第1項のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録事項等の変更の届出の	宮古市、花巻市、一関市、釜石市、奥州市及び西和賀町

(5) 法第8条第2項の高齢者円滑入居賃貸住宅の変更の登録等

(6) 法第9条の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録簿の閲覧

(7) 法第12条の高齢者円滑入居賃貸住宅の賃貸人に対する報告の徴収又は助言若しくは指導

(8) 法第13条第1項の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録事項の訂正の指示

(9) 法第13条第2項の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の基準に適合させるために必要な措置の指示

(10) 法第13条第3項の高齢者円滑入居賃貸

受理

(7) 法第9条第3項（法第11条第4項において準用する場合を含む。）のサービス付き高齢者向け住宅事業の変更の登録

(8) 法第9条第4項（法第11条第4項において準用する場合を含む。）のサービス付き高齢者向け住宅事業の変更の登録の通知

(9) 法第10条の登録簿の閲覧

(10) 法第11条第3項の登録事業者の地位の承継の届出の受理

(11) 法第12条第1項及び第2項のサービス付き高齢者向け住宅事業の廃業等の届出の受理

(12) 法第13条第1項のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の抹消

(13) 法第13条第2項のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の抹消の通知

(14) 法第24条第1項の登録事業者等に対する報告の徴収又は立入検査等

(15) 法第25条第1項のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録事項の訂正の指示

(16) 法第25条第2項のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の基準に適合させるために必要な措置の指示

(17) 法第25条第3項の措置の指示

住宅の変更の登録の指示

- (11) 法第14条第1項及び第2項の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の取消し
- (12) 法第14条第3項の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の取消しの通知
- (13) 法第15条の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の消除

- (18) 法第26条第1項及び第2項のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の取消し
- (19) 法第26条第3項のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の取消しの通知
- (20) 法第27条第1項の所在不明者等のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の取消し
- (21) 法第54条の終身賃貸事業の認可
- (22) 法第55条（法第56条第2項及び第69条第2項において準用する場合を含む。）の終身賃貸事業の認可等の通知
- (23) 法第56条第1項の終身賃貸事業の変更の認可
- (24) 法第58条第1項の終身建物賃貸借の解約の申入れの承認
- (25) 法第65条の認可事業者に対する助言及び指導
- (26) 法第66条の認可事業者からの報告の徴収
- (27) 法第67条第2項の認可事業者の地位の承継の届出の受理
- (28) 法第67条第3項の認可事業者の地位の承継の承認
- (29) 法第68条の認可事業者に対する改善の命令
- (30) 法第69条第1項の終身賃貸事業の認可

		<u>の取消し</u> <u>(31) 法第70条第1項の認可事業者の事業の</u> <u>廃止の届出の受理</u>	
30 高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) 法第58条の終身賃貸事業の認可 (2) 法第59条（法第60条第2項及び第73条第2項において準用する場合を含む。）の終身賃貸事業の認可等の通知 (3) 法第60条第1項の終身賃貸事業の変更の認可 (4) 法第62条第1項の終身建物賃貸借の解約の申入れの承認 (5) 法第69条の認可事業者に対する助言及び指導 (6) 法第70条の認可事業者からの報告の徴収 (7) 法第71条第2項の認可事業者の地位の承継の届出の受理 (8) 法第71条第3項の認可事業者の地位の承継の承認 (9) 法第72条の認可事業者に対する改善の命令 (10) 法第73条第1項の終身賃貸事業の認可の取消し (11) 法第74条第1項の認可事業者の事業の	宮古市、花巻市、一関市、釜石市、奥州市及び西和賀町	30 削除	

<u>廃止の届出の受理</u>	
[略]	
32 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(9) [略]	市町村（滝沢村及び平泉町を除く。）
[略]	
32の4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(7) [略]	市（盛岡市を除く。）並びに雫石町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、金ケ崎町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村及び一戸町
[略]	
33 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第59条の2第1号の両下肢等の障害の程度の証明に関する事務	市町村（盛岡市、西和賀町、金ケ崎町、大槌町、岩泉町及び田野畑村を除く。）
[略]	
34の2 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第26条第1項の市町村の設置する幼稚園の名称の変更等の届出の受理	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町、軽米町、洋野町及び一戸町
[略]	

[略]	
32 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(9) [略]	市町村（滝沢村を除く。）
[略]	
32の4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(7) [略]	雫石町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、金ケ崎町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村及び一戸町
[略]	
33 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第59条の2第1号の両下肢等の障害の程度の証明に関する事務	市町村（盛岡市、西和賀町、大槌町、岩泉町及び田野畑村を除く。）
[略]	
34の2 削除	
[略]	

34の5 中小小売商業振興法施行令（以下この項において「政令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)・(2) [略]	<u>宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、西和賀町及び金ケ崎町</u>
[略]	
35の7 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(3) [略]	宮古市、一関市及び釜石市
35の8 児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する市町村立学校職員に係るものに限る。） (1)～(5) [略] (6) 省令第12条第1項の規定により読み替えて適用する省令第11条第2項（省令第15条から第17条までにおいて準用する場合を含む。）の請求書又は届書に添えなければならない書類の省略又は当該書類に代わるべき他の書類の提出の受理	市町村（一関市、 <u>平泉町、山田町及び岩泉町</u> を除く。）
[略]	
36の6 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）に基づく単身赴任手当及び寒冷地手当の支給に関する事務で教育委員会規則で定めるもの	市町村（一関市、 <u>平泉町、山田町及び岩泉町</u> を除く。）

34の5 中小小売商業振興法施行令（以下この項において「政令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)・(2) [略]	西和賀町及び金ケ崎町
[略]	
35の7 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(3) [略]	宮古市、一関市、 <u>釜石市及び奥州市</u>
35の8 児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する市町村立学校職員に係るものに限る。） (1)～(5) [略] (6) 省令第12条第1項の規定により読み替えて適用する省令第11条第2項（省令第15条から第17条までにおいて準用する場合を含む。）の請求書若しくは届書に添えなければならない書類の省略又は当該書類にかわるべき他の書類の提出の受理	市町村（一関市及び <u>平泉町</u> を除く。）
[略]	
36の6 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）に基づく単身赴任手当及び寒冷地手当の支給に関する事務で教育委員会規則で定めるもの	市町村（一関市及び <u>平泉町</u> を除く。）

[略]	
43 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（3） [略]	盛岡市、宮古市、花巻市、北上市、一関市及び奥州市
[略]	

[略]	
43 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（3） [略]	盛岡市、宮古市、花巻市、北上市、 <u>久慈市</u> 、 <u>遠野市</u> 、一関市、 <u>釜石市</u> 、 <u>二戸市</u> 、 <u>八幡平市</u> 及び奥州市
[略]	

2 別表第2（第3条関係）

[略]	
17の3 薬事法（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1） [略] （2） 薬事法施行令第49条第1項第2号の規定により店舗販売業の届出を行ったときに行われたものとみなされる法第40条第2項において準用する法第10条の休廃止等の届出の受理又は薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号）による改正前の薬事法施行令第49条第1項第2号の規定により <u>卸売一般販売業以外の一般販売業若しくは特例販売業</u> の届出を行ったときに行われたものとみなされる薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号。以下この項において「改正法」という	[略]

別表第2（第3条関係）

[略]	
17の3 薬事法（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1） [略] （2） 薬事法施行令第49条第1項第2号の規定により店舗販売業の届出を行ったときに行われたものとみなされる法第40条第2項において準用する法第10条の休廃止等の届出の受理又は薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号）による改正前の薬事法施行令第49条第1項第2号の規定により特例販売業の届出を行ったときに行われたものとみなされる薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号。以下この項において「改正法」という。）による改正前の法（以下この項におい	[略]

。)による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）第40条第2項において準用する旧法第10条の休廃止等の届出の受理

(3) 法第72条第4項の改善の命令若しくは使用の禁止（店舗販売業の許可を受けた者に係るものに限る。）又は旧法第72条第4項の改善の命令若しくは使用の禁止（卸売一般販売業以外の一般販売業又は特例販売業の許可を受けた者に係るものに限る。）

(4) 法第72条の2第1項の業務の体制の整備の命令（店舗販売業の許可を受けた者に係るものに限る。）又は旧法第72条の2の薬剤師の増員の命令（卸売一般販売業以外の一般販売業の許可を受けた者に係るものに限る。）

(5) 法第72条の4第1項の措置の命令（店舗販売業の許可を受けた者に係るものに限る。）又は旧法第72条の4第1項の措置の命令（卸売一般販売業以外の一般販売業又は特例販売業の許可を受けた者に係るものに限る。）

(6) 法第73条の管理者の変更の命令（店舗販売業の許可を受けた者又は改正法附則第2条に規定する既存一般販売業者に係るものに限る。）又は旧法第73条の管理者の変更の命令（特例販売業の許可を受けた者に

て「旧法」という。）第40条第2項において準用する旧法第10条の休廃止等の届出の受理

(3) 法第72条第4項の改善の命令若しくは使用の禁止（店舗販売業の許可を受けた者に係るものに限る。）又は旧法第72条第4項の改善の命令若しくは使用の禁止（特例販売業の許可を受けた者に係るものに限る。）

(4) 法第72条の2第1項の業務の体制の整備の命令（店舗販売業の許可を受けた者に係るものに限る。）

(5) 法第72条の4第1項の措置の命令（店舗販売業の許可を受けた者に係るものに限る。）又は旧法第72条の4第1項の措置の命令（特例販売業の許可を受けた者に係るものに限る。）

(6) 法第73条の管理者の変更の命令（店舗販売業の許可を受けた者に係るものに限る。）又は旧法第73条の管理者の変更の命令（特例販売業の許可を受けた者に係るものに限る。）

<p>係るものに限る。)</p> <p>(7) 法第75条第1項の許可の取消し若しくは業務の停止の命令（店舗販売業の許可を受けた者又は改正法附則第2条に規定する<u>既存一般販売業者</u>に係るものに限る。）又は旧法第75条第1項の許可の取消し若しくは業務の停止の命令（特例販売業の許可を受けた者に係るものに限る。)</p>		<p>(7) 法第75条第1項の許可の取消し若しくは業務の停止の命令（店舗販売業の許可を受けた者に係るものに限る。）又は旧法第75条第1項の許可の取消し若しくは業務の停止の命令（特例販売業の許可を受けた者に係るものに限る。)</p>	
[略]		[略]	
<p>23の2 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 法第6条第1項の一の施設が特定施設となった際の届出の受理</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 法第7条の特定施設の構造等の変更の届出の受理</p> <p>(7) 法第8条の特定施設の計画の変更等の命令</p>	[略]	<p>23の2 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>法第5条第3項の有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置の届出の受理</u></p> <p>(4) 法第6条第1項の一の施設が特定施設又は有害物質貯蔵指定施設となった際の届出の受理</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) 法第7条の特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造等の変更の届出の受理</p> <p>(8) 法第8条第1項の特定施設の計画の変更等の命令</p> <p>(9) <u>法第8条第2項の有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の計画の変更</u></p>	[略]

(8) [略]

(9) 法第9条第2項の特定施設の設置等の
実施制限期間の短縮

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) 法第14条の3第1項の特定事業場の設
置者に対する地下水の水質浄化の措置の命
令

(20) 法第14条の3第2項の特定事業場の設
置者であった者に対する地下水の水質浄化
の措置の命令

(21) [略]

(22) [略]

(23) [略]

(24) [略]

等の命令

(10) [略]

(11) 法第9条第2項の特定施設又は有害物
質貯蔵指定施設の設置等の実施制限期間の
短縮

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) 法第13条の3第1項の有害物質使用特
定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造の
改善等の命令

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

(22) 法第14条の3第1項の特定事業場又は
有害物質貯蔵指定事業場の設置者に対する
地下水の水質浄化の措置の命令

(23) 法第14条の3第2項の特定事業場又は
有害物質貯蔵指定事業場の設置者であった
者に対する地下水の水質浄化の措置の命令

(24) [略]

(25) [略]

(26) [略]

(27) [略]

(25) [略]	
(26) [略]	
(27) [略]	
(28) [略]	
(29) [略]	
[略]	

(28) [略]	
(29) [略]	
(30) [略]	
(31) [略]	
(32) [略]	
[略]	

3 別表第2（第3条関係）

[略]	
14の5 水道法（昭和32年法律第177号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(9) [略]	<u>宮古市、花巻市、陸前高田市、二戸市、奥州市及び紫波町</u>
14の6 水道法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) <u>法第36条第3項の簡易専用水道の管理に関する必要な措置の指示</u> (2) <u>法第37条の簡易専用水道の給水停止の命令</u> (3) <u>法第39条第3項の報告の徴収又は立入検査</u>	<u>花巻市及び二戸市</u>
[略]	
17の3 薬事法（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)・(2) [略] (3) <u>法第72条第4項の改善の命令若しくは</u>	[略]

別表第2（第3条関係）

[略]	
14の5 水道法（昭和32年法律第177号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(9) [略]	紫波町
14の6 削除	
[略]	
17の3 薬事法（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)・(2) [略] (3) <u>旧法第72条第4項の改善の命令又は使</u>	[略]

使用の禁止（店舗販売業の許可を受けた者に係るものに限る。）又は旧法第72条第4項の改善の命令若しくは使用の禁止（特例販売業の許可を受けた者に係るものに限る。）

(4) 法第72条の2第1項の業務の体制の整備の命令（店舗販売業の許可を受けた者に係るものに限る。）

(5) 法第72条の4第1項の措置の命令（店舗販売業の許可を受けた者に係るものに限る。）又は旧法第72条の4第1項の措置の命令（特例販売業の許可を受けた者に係るものに限る。）

(6) 法第73条の管理者の変更の命令（店舗販売業の許可を受けた者に係るものに限る。）又は旧法第73条の管理者の変更の命令（特例販売業の許可を受けた者に係るものに限る。）

(7) 法第75条第1項の許可の取消し若しくは業務の停止の命令（店舗販売業の許可を受けた者に係るものに限る。）又は旧法第75条第1項の許可の取消し若しくは業務の停止の命令（特例販売業の許可を受けた者に係るものに限る。）

[略]

19の2 母子保健法（昭和40年法律第141号。以下この項において「法」という。）に基づく

宮古市、大船渡市、花巻市、遠野市、陸前高

用の禁止（特例販売業の許可を受けた者に係るものに限る。）

(4) 旧法第72条の4第1項の措置の命令（特例販売業の許可を受けた者に係るものに限る。）

(5) 旧法第73条の管理者の変更の命令（特例販売業の許可を受けた者に係るものに限る。）

(6) 旧法第75条第1項の許可の取消し又は業務の停止の命令（特例販売業の許可を受けた者に係るものに限る。）

[略]

19の2 削除

<u>次に掲げる事務</u> <u>(1) 法第18条の低体重児の届出の受理</u> <u>(2) 法第19条第1項の未熟児の訪問指導</u> <u>(3) 法第19条第2項において準用する法第11条第2項の訪問指導の継続</u> <u>(4) 法第20条第1項の養育医療の給付に係る申請書等の受理に関する事務で規則で定めるもの</u>	<u>田市、釜石市、奥州市、西和賀町、平泉町、住田町、山田町、岩泉町、田野畑村、軽米町及び九戸村</u>	
[略]		[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は同年6月1日から、表3の項の改正部分は平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正前の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例別表第2に掲げる事務に係るそれぞれの規定により知事若しくは県教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令若しくは条例の規定により知事若しくは県教育委員会に対してされた申請その他の行為のうち、同日以後においてこの条例による改正後の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例別表第2に掲げる事務で当該市町村の長又は教育委員会が管理し、及び執行することとなるものに係るものは、同日以後における法令又は条例の適用については、当該市町村の長若しくは教育委員会がした処分その他の行為又は当該市町村の長若しくは教育委員会に対してされた申請その他の行為とみなす。